

付帯割引約款

(長期割引)

2022年7月1日

静岡ガス株式会社

(小売登録番号：D0009)

目 次

1. 約款の適用	1
2. 約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 料 金	2
7. 契約の解消	2
8. その他	2
付 則	3
(別表第1) 当社が定める主契約	4
(別表第2) 割引額	4

1. 約款の適用

この付帯割引約款は、当社が別に定める約款とあわせて、適用条件を満たすお客さまに適用いたします。

2. 約款の変更

- (1) 当社は、この付帯割引約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の付帯割引約款によります。
- (2) 当社は、一般ガス供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせいたします。

3. 用語の定義

この付帯割引約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この付帯割引約款にもとづく割引額算定の対象となる一のガス需給契約で、別表第1で定める約款にもとづく契約をいいます。
- (2) 「継続利用開始日」とは、主契約に限らず当社とガス需給契約を締結した日といたします。ただし、ガス需給契約を締結後、お客さまの事由により当社がガスの供給を中止または停止した場合は、ガスの供給を再開した日といたします。なお、ガス需給契約の解約後またはガスの供給の中止もしくは停止後に、同一需要場所で30日以内に前契約者と同一契約者でガス需給契約を再度締結した場合またはガスの供給を再開した場合は、前回の継続利用開始日を引き継ぎます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この付帯割引約款においては10%といたします。

4. 適用条件

当社は、次のすべての条件を満たすお客さまにこの付帯割引約款を適用いたします。

- (1) 別表第1で定める約款にもとづく主契約を締結していること。
- (2) 継続利用開始日から10年以上継続してガスを使用していること。

5. 契約の締結

- (1) この付帯割引約款は、適用条件を満たすと当社が認めた時点で成立いたします。
- (2) 適用開始日は次のとおりといたします。

- ① 本契約が成立し、かつ継続利用開始日から10年を経過した日以降の主契約の最初の定例検針日の翌日といたします。
- ② ①にかかわらず、3(2)の規定にもとづき前回の継続利用開始日を引き継いだ場合は、ガス需給契約を再度締結した日といたします。
- (3) 当社は、お客さまが当社または当社の子会社（会社法第2条第3項の定める子会社をいいます。）に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、4の規定にかかわらず、この付帯割引約款を適用しないことがあります。

6. 料金

- (1) 当社は、1料金算定期間を「1ヶ月」として割引料金を算定いたします。なお、本付帯割引約款の割引額は、別表第2に定める割引額といたします。
- (2) 本付帯割引約款を適用した場合の主契約の料金は、主契約によって算定された料金から本付帯割引約款の割引額を差し引いたものとします。

7. 契約の解消

- (1) お客さまが本付帯割引約款を解約しようとする場合は、当社に連絡していただきます。
- (2) 主契約が解約された場合には、本付帯割引約款も同時に解約されます。この場合、主契約の解約日を本付帯割引約款の解約日といたします。
- (3) 主契約を別表第1に定める約款以外に変更された場合には、本付帯割引約款も同時に解約されます。この場合、変更後の約款の適用開始日の前日を本付帯割引約款の解約日といたします。
- (3) 本付帯割引約款の契約期間中に主契約の契約条件が変更される場合は、契約期間中であっても、双方協議して本付帯割引約款を解約することができるものといたします。
- (4) 本付帯割引約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議して、本付帯割引約款を解約することができるものといたします。
- (5) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。
- (6) 前項においてお客さまに契約違反があった場合、解約日を含む料金算定期間の料金については、本付帯割引約款の割引は行いません。

8. その他

その他の事項については、主契約の約款を適用いたします。

付 則

1. 本付帯割引約款の実施期日

本付帯割引約款は、2022年7月1日から実施いたします。

2. 本付帯割引約款の制定時の取り扱い

本付帯割引約款の制定に関する移行措置は次のとおりといたします。

- (1) 当社は、2022年6月末日時点で本付帯割引約款の適用条件を満たしている場合、本付帯割引約款の適用開始日は、付則1. に定める実施期日の前月度の主契約の定例検針日の翌日といたします。(2022年7月度定例検針分から割引を適用いたします。)

(別表第1) 当社が定める主契約

(1) 一般ガス供給約款

(別表第2) 割引額

(1) 割引額は、主契約の料金に(2)で定める割引率を乗じて算定いたします(1円未満の端数は切り上げ)。ただし、割引額算定の結果が、(3)に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は、(2)に定める割引率を適用せず、割引額は0円といたします。

(2) 割引率

割引率	2パーセント
-----	--------

(3) 割引上限額(消費税等相当額を含みます。)

割引上限額 (1か月につき)	550円
-------------------	------